

## 議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成27年11月9日(月)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後1時30分
出 席 委 員	委員長 大橋昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委員 福田 淑子 委員 我妻 薫 委員 橋本 四郎 委員 佐野 善弘  議長 吉田 眞悦 副議長 平吹 俊雄
欠 席 委 員	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉田 泉 次長 佐藤 俊幸
事 項	・ 請願第2号「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書」にかかる審査
そ の 他	
閉 会	午後2時06分

2号様式 審議の経過

吉田局長	ただいまより議会運営委員会を開会いたします。委員長、お願いいたします。
大橋委員長	<p>皆さん大変ご苦労さまです。連日、会議が入ってきているようで、そういったような忙しい中、このヘイトスピーチの関係について今日はぜひ方向性を決めたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは前回に引き続きまして、請願第2号「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書」にかかる審査に入りたいと思います。</p> <p>前回までの主な意見として上げられてきました中においては、一つには集会、結社及び表現の自由、その他の権利の部分にこれが抵触しないかといったような部分があるかと思えます。それからもう一つは特に在日朝鮮人の問題に特化すれば韓国でも日本人に対するヘイトスピーチが行われている状況でもあるといったような意見も出されております。しかし、それらを考慮した中においてもこの請願のように法的な整備を行っていくことが重要ではないかといったような意見が大勢を占めたかに思えます。議長に報告する場合は、こういったような意見が出たということで報告したいと思いますが、ほかにこの問題について何かございますでしょうか。</p> <p>一応、前回、もしこれが採択になり意見書を出す場合には、その素案という意味合いで作ってくることにしておりましたので、資料として参照していただければと思っております。</p> <p>ほかに何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>はい、副委員長。</p>
藤田委員	陳情書が5月18日に出されて。
大橋委員長	陳情、請願。
藤田委員	いや、いや、だから前に出された陳情書が5月18日に出されたので、今度は請願書が9月に出されてきたわけですね。その内容をちょっと見ると、請願の内容1、2とあるんですね。陳情書では1、2、3とあるんですが、多少、請願と陳情書の中でちょっと違うかなというような、よく見ると4条のCも入っているから中身が同じような格好になるんだけど、陳情書の内容ちょっと違う部分がある、この辺どうかなと思ったんですが。
大橋委員長	副委員長、あくまでも請願で審査しているものですから、請願にの

	とって進めていきたいと思しますので。
藤田委員	じゃ、陳情書なしだね。
大橋委員長	はい。
藤田委員	わかりました。じゃ、いいです。
大橋委員長	何かございませんでしょうか。
福田委員	ありません。
大橋委員長	一つ、ま、採択になったとして法整備を求める意見書を出す場合に、橋本委員、紹介議員ですので、この請願を十分、網羅しているというふうにこちらでは考えてよろしいでしょうか、意見書が。 はい、橋本委員。
橋本委員	韓国の問題にかかわらず国際的な、決めた、要するに差別をなくせというような運動を勧告したことを日本政府がやっていないわけですから、それまで書いてもらったことありがたいなと。はっきり言うと我が町の議会が差別をなくすことにこんなに広く考えていますよということアピールできれば、私としては大いに賛成です。
大橋委員長	そうするとこの請願書は十分に満たしているというふうな捉え方でよろしいですか。
橋本委員	満たしています。はい。
大橋委員長	例えばこれから採決に入りたいとは思いますが、表決を行うんですが、この請願はそうしますと一部採択じゃなく採択と捉えてよろしいということ。
橋本委員	私はそれで結構です。
大橋委員長	いかがでしょうか。今、紹介議員からもこれらの意見書であれば採択、一部じゃなく全部網羅しているというふうに捉えていただいたということですが。
福田委員	ちょっと休憩してもらっていい。
大橋委員長	暫時、休憩します。  休憩 1 : 3 5 1 : 3 5 再開  再開いたします。 いかがいたしましょうか。

	<p>あ、失礼しました。</p> <p>当委員会、全員出席ですので委員会は成立しております。副議長には委員外議員として出席していただいております。</p> <p>失礼しました。</p> <p>我妻委員。</p>
我妻委員	<p>議運の中でも特定の国にね、要請ということになると、それぞれのお互いのことあるなっていうことで、やっぱり特定の国にかかわらずということだったので、そういう文言整理でいいとなればいいのかなど。ただ、その請願者のほうが理解されればね。</p>
大橋委員長	<p>はい、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>韓国問題にかかわらず差別はなくせという気持ちでお願いしたわけですからこの（聴取不能）なくとも大いに賛成、そういうふうにやっていただければ。一つの現象だけではなくして差別をなくすという基本の（聴取不能）が、この内容でも十分です。自慢できる、こう思っていました。</p>
大橋委員長	<p>一応、資料ですから。</p> <p>後段の部分は大崎市を参考にさせていただいたんですが、表現の自由うんぬんという部分、さきほど言いましたように日本国が留保している部分というのが集会、結社および表現の自由、その他の権利の部分をこういったような法規制することによって侵すんじゃないかということを行いながらこういったような法整備について留保しているということでございますので、後段の部分はこういう表現がいいのかなということでございます。ま、資料ですからね。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。</p> <p>はい、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>今、言われた言論、結社あるいはそういう話で自由っていうものは憲法で保証しています。ところがそれ、あくまでも公共の福祉に反しないということがあるわけだから、公共の福祉に反するような行動は、やっぱり正当な事由でなない、要するに言葉ではない、行動ではないと。そういうことでやっぱりしていかないと義務の権利の関係あって、権利は主張するけど義務は守らないという一部の人の行為は認めるわけにはいかないという気持ちが私にはあります。</p>
大橋委員長	<p>ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>佐野さん。</p>
佐野委員	<p>ヘイトスピーチに関する法整備はいいんですけども、ヘイトスピー</p>

	<p>チですと人種だけでなく例えばいろいろあると思うんですけども、その辺について含めた整備と。その辺はどうなんですか。</p>
大橋委員長	<p>ヘイトスピーチという文言の明確な基準はないと言われているんですが、一般的には在日の部分であったりということなんですが、日本語訳が憎悪扇動であったりというような訳し方をしているそうです。この訳し方もいろんな訳し方があるようですけども。そういったような部分をヘイトスピーチということであるようで、それが朝鮮人に特化するとか、その対象が例えば反原発運動であったり広島平和運動、生活保護者へのヘイトスピーチであったりというようなことが言われているようでありますし、さらにはそういったような街宣活動なども行われていると記載されているもんですから、それらを網羅した中のヘイトスピーチというふうに捉えたところです。</p>
佐野委員	<p>するとそういうふうな形で民族、人種だけじゃない形での意見書というようなことでよろしいんでしょうかね。</p>
大橋委員長	<p>はい。 我妻委員。</p>
我妻委員	<p>今の関連で性別なんかもね、宗教とかについても。 問題は人間の尊厳を侵すという行為。人権を無視する、ただ単に人種とか民族だけじゃないということですね、広義に捉えて。この参考資料を見ると人種差別的なのは入ってますけども、人間の尊厳を侵すヘイトスピーチを放置するところを問題にしているということだから広く捉えているというふうに捉えられると思うんですね、今日のね。</p>
大橋委員長	<p>この意見書の関係はまた細部にわたって皆さんに協議していただきますけれども。 それではこの請願、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書はいかがいたしましょうか。 採択の方向でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） 全員一致でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） それではこの請願に関しては、全会一致で採択することといたしました。 それから12月になると思いますが、意見書を求める請願書、意見書として出してほしいという部分がありますが、この意見書は議運が審査をしたところでもありますし、意見書に関しては議会運営委員会</p>

	<p>のほうで出すことになるかと思いますが、これは誰が出すことになるでしょうか。</p> <p>(「委員長お願いします」の声)</p>
大橋委員長	<p>それではこの意見書、私が出すことにいたしますが、議連の皆さんには賛同者として名前をあげていただいてもよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>よろしくお願いたします。</p> <p>それではこの意見書の内部にわたって皆さまにご審議いただきたいと思ひます。</p> <p>宛先につきましてはですが、大体はこの4人の方に提出しているようですが、町によっては厚生労働大臣にも出しているところがあるようです。宛先はこの4人でよろしいですか。</p> <p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>私はこれでいいと思ひんです。</p> <p>法律を作るんですから内閣総理大臣が法務大臣に指名してこんな法律作りなさいと。そいつを審議するのは参議院議長、衆議院議長が中心ですから4人で結構だと思ひています。</p>
大橋委員長	<p>はい、わかりました。</p> <p>内容的なものについてもご意見をいただければ出しやすいかと思ひますので。</p> <p>さっきも言いましたように、最後の部分について頭の部分もそうかな、大崎市を参考にさせていただきまして、まるっきり同じでだめだと思ひまして。三段目からはこういうふうな記載もあるものですから広く捉える意味合いにもおいても記載したところですよ。</p> <p>町によってはオリンピックの問題をあげてやっているところもあるかと思ひますが、何もオリンピックと関係なくヘイトスピーチという問題は取り上げなければならない問題だと思ひておりますので、その部分はほかの町では記載していますが省いております。</p> <p>はい、副委員長。</p>
藤田委員	<p>今言われた衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、4つだけでも、この意見書の案の中に反原発とか広島の平和運動とか生活保護なんて入っているところを見ると、人権とかやっぱり団体とかの絡みがあると厚労なり総務なりが入って来るのかなと思ひ部分があるのですが、涌谷町なんかはその辺を入れたのかなと思ひてね。中身はこっちのほうがいいんだけど、それが入っていないんですけどもしかし</p>

	<p>たらその辺どうかなと。          なんか支障がなければ4つでいいんだろうけども。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>それではこの部分については休憩して行いたいと思いますので。          暫時、休憩いたします。</p> <p>休憩          13 : 48          13 : 58          再開</p> <p>それでは再開いたします。          今、休憩中にいろいろと修正していただきましたが、こう言ったような形で意見書を提出したいと思いますがよろしいでしょうか。          (「はい」の声)          (「読み上げて」の声)          読み上げますか。          (「読み上げて、これで提出すると」の声)          それでは読み上げます。ご指摘を受けましたので読み上げたいと思います。</p> <p>ヘイトスピーチに係る法整備を求める意見書          近年、我が国においては一部の民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動「ヘイトスピーチ」が、社会問題となっています。          昨年、国際連合人種差別撤廃委員会は、対日審査会合に関する最終見解を公表し「ヘイトスピーチ」と呼ばれる人種差別的な街宣活動に懸念を表明し、差別をあおる行為に關与した個人や団体を捜査し、必要な場合は起訴するよう勧告しました。          国際連合人権規約委員会においても、対日審査の最終見解で懸念を示し、差別をあおる全ての宣伝活動の禁止を日本国政府に勧告しています。          それらのことから社会の平穩を乱し、人間の尊嚴を侵すヘイトスピーチを放置することは、国際社会において我が国への信頼を失うことになりかねません。          よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策に係る法整備を速やかに行うことを強く求めます。</p>

	<p>こういったような文面で衆議院議長、参議委議長、内閣総理大臣、法務大臣へ送付するというにしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>ヘイトスピーチに関わる部分については以上としたいと思います。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>ほかに局長、なにかございますでしょうか。</p> <p>その他、お願いいたします。</p>
吉田局長	<p>本日、お手元に資料を配付させていただいておりますが、例規のほうの関係で、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして議員必携、運営基準におきまして改正がございます。</p> <p>開いていただきまして3ページ目のところに議員必携、町村議会の運営に関する基準の修正というところがございます。現行と修正後ということで、おもには農業委員の選出方法ですね、公選性から市町村長の選任制に変更されたことに伴いまして、議員必携では92ページの第2章の部分、現行から修正後のほうに改正になるものでございます。あと同じく議員必携のほうに、385ページになりますが町村議会の運営に関する基準ということで、26、こちらが削られる形になりまして、標準のほうでは「以下、番号繰り上げ」というような改正になってございます。</p> <p>美里町のほうは運営基準であれば29が該当してございます。この農業委員会等に関する法律の一部改正につきましては公布年月日が27年の9月4日、施行期日が28年の4月1日になってございます。内容的には以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>はい、ご苦労さまです。</p> <p>議員必携に関しては修正ということで議長会のほうから来ているということですが、私たちの町の運営基準に関してですが、先ほど局長とも話をいたしまして運営基準の関係、早急に改正しなきゃないところではないのではないかとということで話をいたしました。</p> <p>運営基準に関わる部分、これからさまざま出てくるかと思えます。農業委員の選挙が今年終わったばかりですから、まだ改選までの間の関係があるものですから、その他が出てきたときにですね、ま、今、早急にやらなくてもいいんじゃないかというふうに考えているところですが。</p> <p>それでよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>



	<p>では、何か出てきたときに一緒にという形を取らせていただきます。  あとは資料ですね、これにつきましては2部、昭和町に行きました  ときに、議会が災害対策本部を設置しているということで要綱をコピーして配付していただきました。それから井戸端会議の報告、これにつきましては局長にコピーしていただきまして皆さんのほうに配付したところでございます。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。  よろしいですか。  (「はい」の声)  それでは本日の会議、これぐらいとしたいと思います。  副委員長、お願いします。</p>
藤田副委員長	<p>本日の会議、ヘイトスピーチですね、ここで確認されまして12月議会に意見書として出していくことに決まりました。いろいろお話が出されました。紹介者の橋本さんがそれでよろしいと賛同してくれましたので12月議会に出すことになりました。議運の中の一致団結したことだというふうに思います。</p> <p>今日の運営委員会をこれで終わります。大変ご苦労さまでした。</p>
	14:06 終了

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会  
委員長